

「税法に関わる3つの裁判例」

応募締切

2022年10月13日まで

※リアル受講のみ定員に達し次第締め切らせていただきます。

今回は、税法に関わる3つの裁判例を中心として解説をしてみたいと思います。

一つは、今年4月19日に言い渡された最高裁判決で、総則6項事件と呼ばれているものです。かねてより、相続税対策として金融機関から借入れをして不動産を購入し、相続税を圧縮する方法があるとされていましたが、このような場合に課税庁が不動産価格を路線価によらず鑑定価格によって評価し、自主的に課税庁が申告相続税額を否認した処分を肯定した実務上きわめて重要な判決。

二つ目は、取締役の報酬や退職慰労金などのような場合に不相当に高額な報酬として課税庁に否認されるかについて判断した近時の高裁判決。

三つ目に、裁判上で和解した場合に、「和解金」「解決金」等として和解条項に表示された金銭の支払いが、実質は損害賠償として非課税となるのか、一時所得、給与所得等として課税対象となるのかが争われた地裁の判決です。

そのほか、会社関係者として知っておいた方が有益と思われる税務知識について、いくつか取り上げてみます。

これまでとは少し趣向が異なりますが、これらの問題を弁護士の竹下と税理士の石和田が解説します。



講師： 弁護士 竹 下 勇 夫

1974年 早稲田大学法学部卒業
1975年 司法試験合格
1978年 検事任官（1988年退官）
1988年 弁護士登録（沖縄弁護士会）
2008年 日本弁護士会司法制度調査委員

所属団体

日本私法学会、日本労働法学会、金融法学会、信託法学会、日本民事訴訟法学会、民事部会 等

日 時

2022年10月20日（木） 午後2：00～午後4：00

開催方法

① Zoom配信（参加制限なし）

※お申し込み後、弊社よりzoom受講登録フォームをお送り致します。

② リアル受講 弁護士法人ACLOGOS（セミナー室）

※リアル受講については人数を先着5名様に制限させていただきます。

リアル受講できない方や感染症対策のため控えたいという方は、Zoomにてご参加も可能です。

費 用

顧問会社様 税込2,200円（1名） / 一般 税込16,500円（一企業2名）

申込方法

別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX、又はメールにて申込下さい。

お問い合わせ先

弁護士法人ACLOGOS（アクログス）

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2丁目3番20 三医会ビル3F

TEL (098) 996-4183 / FAX (098) 996-4187

【メール】 info@aclogos-law.jp 【Web】 <https://aclogos-law.jp/>

「税法に関わる3つの裁判例」

応募締切

2022年10月13日まで

※リアル受講のみ定員に達し次第締め切らせていただきます。

申込用紙

FAX送信先：098-996-4187

メール：info@aclogos-law.jp

会社名	参加人数 名	※どちらかに○をつけてください zoom参加 ・ 会場参加
TEL	FAX	
①参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
②参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
③参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
④参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
⑤参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
【支払方法】 ※いずれか一つに☑をつけてください 請求書発行(☐ メール ☐ 当日現金払)	送付先メールアドレス () 請求書宛名 ()	